

## 第2回「野洲駅南地区」における景観形成の懇談会 開催のお知らせ

野洲市では、「野洲駅南地区」（裏面の太線で囲まれた区域）の景観形成について、本年2月18日に、第1回の懇談会を開催し、当地区の良好な景観を形成するための方針や景観形成基準（制限（ルール））の考え方（裏面及び別添参考資料参照）について、多くのご意見をいただきました。

今回は、上記方針や考え方に基づき、当地区内における良好な景観を形成するための建築物等の形態・意匠・色彩等の具体的な制限内容（ルール）をどのように定めるかについて、事前に関係住民及び権利者の皆様のご意見をお聴きするため、第2回の懇談会を開催します。ぜひご参加ください。

なお、懇談会后、皆様からいただいたご意見を踏まえ、制限内容（ルール）を定めた景観形成基準（案）を作成し、7月中旬頃に開催予定の「野洲市景観審議会」において審議いただく予定です。

### 記

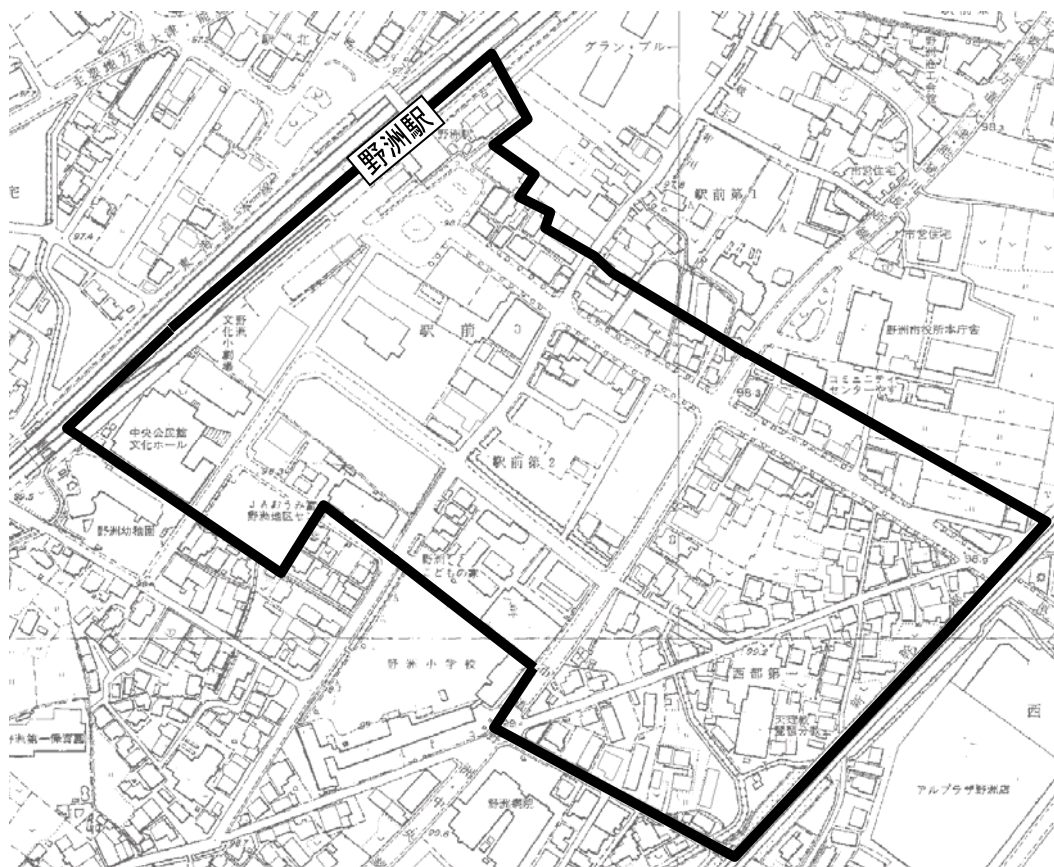
- 1 日 時 平成24年6月30日（土）午前10時～11時30分
- 2 場 所 野洲文化小劇場（野洲市小篠原2142・野洲文化ホール横）
- 3 内 容 ①第1回懇談会以降の経過  
（予定） ②「野洲駅南地区」の良好な景観形成のための制限（ルール）  
③今後のスケジュール 等

※第1回と同様、このお知らせは、地区内の登記簿上の土地及び建物所有者の皆様へ送付しています。また、別途、地区内の自治会を通じても配布していますので、重複して届く場合がありますことをご了承ください。

お問い合わせ先  
野洲市都市建設部都市計画課  
担当：玉川・鎌田  
TEL：077-587-6324（直通）  
FAX：077-586-2176  
E-mail：tosi@city.yasu.lg.jp

＜参考＞ 第1回懇談会でのご意見を踏まえ、修正した現在の(案)の概要です。

## 1. 「野洲駅南地区」の区域(案)



## 2. 「野洲駅南地区」における良好な景観形成に関する方針(案)

- (1) 野洲駅南地区は、野洲駅を中心に建築物が集積している市街地であり、市を代表する拠点として市街地の発展を図りつつ、市内全体に広がる豊かな自然を有する野洲を感じられる、玄関口にふさわしい活力とうるおいとゆとりのある景観を形成します。
- (2) 旧中山道沿道においては、地域住民の協力のもと昔ながらのまち並みの面影が感じられる景観の形成に努めます。
- (3) 三上山は本市のシンボルであるとともに、豊かな自然の象徴でもあるため、三上山の眺望の確保に努めます。

## 3. 景観形成基準(制限(ルール))の考え方(案)

- (1) 三上山の眺望  
周辺の建築物の高さを制限することなく三上山が眺望でき、市民に開放できる場所を確保します。
- (2) 魅力ある景観の創出  
建築物及び工作物の敷地内における位置、形態、意匠、色彩、敷地内の緑化措置等、土地の開墾その他土地の形質の変更等の届出対象行為等、地区内における一定の行為について制限(ルール)を定めます。(別添参考資料をご覧ください。)